

様式第3号（第8条関係）

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年2月5日

(工事執行権者) 県北農林事務所長 宍戸 潤一

工事番号	第25-36210-0075号
工事名	治山施設（県営）0701工事 白山地区
質問事項	
<p>1 法面掘削・整形について、設計では片切掘削（人力併用機械掘削）ですが、この現場のような高さ 20mを超える人力作業や抜根作業は、現実的ではありません。受注者側で施工の再検討した際に高所での法面掘削作業を「クライミングによる機械掘削」の見積による変更協議は可能でしょうか。</p> <p>2 施工箇所の法尻に電柱があり、工事を施工する際、移動が必要になります。こちらは、設置管理者とは協議済でしょうか。また、移動の施工者と移動時期を教えてください。</p> <p>3 任意仮設である仮設防護柵工ですが、簡易法枠工と施工延長が同じになってしまい、柵の高さが 1.5mで資材が丸太になっております。高所法面掘削時に施工範囲外にも掘削土砂や浮石等が落ちることから、第三者災害防止、安全対策等を考慮すると、仮設防護柵延長と高さの再検討が必要と考えられます。延長と高さは現場条件の変更ですので、変更協議の対象となりますか。</p> <p>4 交通誘導警備員の配置は「なし」となっていますが、施工計画検討で必要になった場合、または、警察署との協議等において必要とされた場合は、変更協議の対象となりますか。</p> <p>5 伐採経費について、受注者側で施工業者に見積書を頂いた際に、設計金額と差が大きい場合には見積対応をお願いしたいのですが、変更協議の対象となりますか。</p>	

回 答 事 項

- 1 福島県工事請負契約約款第19条（設計図書の変更）に基づき変更協議の対象とします。
- 2 施設管理者と事前協議中です。今後必要な協議を行います。
- 3 当初明示した条件に変更がある場合は、特記仕様書第7章1（2）に基づき、変更協議の対象とします。
- 4 今後、関係機関との協議により交通誘導員の配置が必要となった場合、福島県工事請負契約約款第18条（条件変更等）に基づき変更協議の対象とします。
- 5 福島県工事請負契約約款第19条（設計図書の変更）に基づき変更協議の対象とします。